

乃至三倍の數を取扱つて居る。之れは罹災の爲め要救療者の増加したるの外、又一面には本會事業の周知に依り、比較的輕症患者と雖も早期に於て受診し來る傾向を生じたるに歸因するものゝ如くであつて、社會衛生の立場より見て、喜ぶべき現象と認め得るのである。

東京府に委託したる診療機關は、平時に於ても治療券を發行せず、自然に委して適度の調節が行はれて居るのであるが、臨時事業期間に於ても亦同様であつた。

又神奈川縣千葉縣の各地方に於ては、其地の實況に應じて或は治療券により一定の制限を加へたるもあり、或は終始無制限に無扱つて概ね所期の目的を達成したるもあつた。

第六節 防疫作業

診療機關の作業は患者の診療を主として居ると雖も、職責上同時に一般豫防衛生に向つて注意を拂つた事は勿論であつて患者に對して個々の

注意を與へたるの外、方面委員、警察署等と連繫して、傳染病の豫防業務等に當つた事もある。

殊に大正十三年一月、東京市内外に痘瘡患者を發生したる時には、各病院以下に種痘材料を配給して、患者は勿論一般に對して無料種痘を宣傳勵行した。其取扱數は本會直轄機關のみにて約三萬人に上つた。

第七節 報告事務

各機關から徴したる定期の作業報告は、概ね本會平時の様式を準用した。之を大別すると次の三種である。

一、日報

日々の患者數を收容、外來、往診に分ち更に新患再診に分ち罹災者非罹災者の區別を附したるものである。

二、月報

當月の取扱患者を統合して之に轉歸及治療日數を附したるもので

ある。

三、病類別職業別年齢別患者表

毎月其月中に轉歸を取つた患者に就き如上の分類を施したる統計表である。

是等の報告は、平素でも細心の注意と熟練とを以てせざれば到底完全に出来るものでは無い。況や急設の診療班の如きは、單に診療簿の記載すらも充分に望み難き有様であつて、平素此方面に何等の訓練なき職員に向て、一朝一夕に此複雑なる報告書類の完備を望む事は無理であつた。其の結果辛うじて日報丈け位は出来たるも、其他は悉く著手もせぬ間に班は撤廢となり、撤廢時には診療簿すら紛失したり、或は保存しても記註が不完全であつて、到底信頼するに足る統計を之より作り上げる事の不可能なる狀況に陥つた。將來非常の際に於ける作業に當つて、此の種の統計資料に關するものは、最初より極めて簡單明瞭に計畫するの必要がある。

第八節 佛國寄贈天幕病院への援助

大震災に對する列國の同情は、從來其例を見ざる程度の高潮に達し、巨額の義捐金品となつて現れたる中に、救療施設としては、米國赤十字社より我日本赤十字社を通じて寄贈して來たる天幕病院と、佛國新聞協會の盡力にて我政府を通じて寄贈し來れる天幕病院とが、最も顯著なるものであつた。後者は臨時震災救護事務局にて受領し、本會に經營上の援助を要求せられたるを以て、本會は之に應じて建設々備其他に就て可及的便宜を圖つた。同病院は大正十三年一月から東京市芝區三田綱町有馬ヶ原(赤羽病院裏高地)に於て、本會臨時下谷病院の茂木院長統率の下に、主として榮養不良學童の收容を行ひ、傍ら一般醫療をも取扱つた。天幕病院は兵站病院の型式を以て各専門科の設備の外、レントゲン線装置、發電所、消毒所、煖房装置、移動炊事場、自動貨車、患者運搬自動車等をも具へ病床と共に被服寢具食器等に至る迄、五百人分を準備せる最進式移動病院であ

つた。

第五章 皇室の恩眷及外部の援助

第一節 高貴の行啓台臨

皇室に於かせられては這回の大震災に當り、罹災民を憐ませ給ふことに深く、賑恤の思召を以て内帑金を下賜せられ、避難民の爲めに、離宮御用邸其他多くの御料地を開放せしめられ、或は侍従等をして各地の災民を慰問せしめられ、或は巡回診療班をして罹災傷病者を救療せしめらるゝ等、御仁徳の數々、仰ぎ奉るも畏き極みであつた。加之
皇后陛下を始め奉り、各宮殿下には、災後混亂裡に被害地を御巡閱遊ばされ、特に傷病者を病院産院等に親しく御慰問遊ばされたること一再ならず又患者の冬寒を憐察あらせられ、特に衣服を下賜せられたる如き、皇恩無量、只管感涙に咽ぶの外はない。

本會の諸病院も亦行啓台臨並御下賜品拜受の光榮に浴したるを以て、各

病院の記事に詳細を掲げたるも、茲に更に一括して聖恩の洪大なるを仰ぎ奉るの資に供する。

皇后陛下

大正十二年十月二日臨時赤羽病院に行啓あらせられ、各病室を御巡閲の上、優渥なる御慰問を賜はつた。次で
大正十二年十一月五日臨時横濱病院に行啓あらせられ、同院の現狀並本會施設事業の梗概を御聴取遊ばされ、各室を御巡視あり、患者に有り難き御慰問の御言葉を賜はつた。又
大正十二年十一月十九日には臨時麴町病院に行啓あらせられ、親しく同院の實況を聞召され、各室を御巡閲の上、患者に有難き御慰問の御言葉を賜はつた。
同日臨時駿河臺産院に行啓あらせられ、同院開始以來の狀況等に就て詳細御聴取遊ばされ、各室に玉歩を移させ給ひ、種々の御下問

あり、收容中の妊産婦に對し、優渥なる御慰問を賜はつた。

本會總裁 閑院宮載仁親王殿下

大正十二年九月十八日赤羽病院及麴町病院に台臨の上、災後の實況を御視察あり、且つ患者に慰問を賜はつた。

久邇宮妃殿下

大正十二年九月二十九日皇族方御一同の御總代として、本會赤羽病院に台臨あらせられ、罹災傷病者を御慰問の上、御菓子を賜はつた。

山階宮大妃殿下並武彦王殿下

大正十二年十月四日麴町病院に台臨あり、各室を御巡閲の上、患者を慰問あらせられ、且御菓子を賜はつた。

東伏見宮妃殿下
東久邇宮妃殿下
竹田宮妃殿下

大正十二年十月二十二日横濱病院に台臨の上各室に患者を慰問せしめられ且つ御菓子を賜はつた。

第二節 御下賜品拜戴

皇后陛下患者に衣服を賜ふ

畏くも 皇后陛下には罹災患者の寒苦を憐ませ給ひ、大正十二年十二月二十五日日本會各病院、産院、妊産婦保護所に收容中の患者全員に對し、棉入衣服の御下賜があつた。本會は謹で恩命を奉戴し、次の如き印刷物を添へて各所に分配し、鄭重なる傳達式を行つて

各患者に拜受せしめた。

御下賜品を御渡すについて

畏くも 皇后陛下におかせられては、震災のかた病氣に悩む人々の上にひとしほ大御心を注がせ給ふことは、いままら申すまでもなく、まことに難有いことであります。とりわけこのたび御下賜になりましたこの衣服は、陛下の御手元の御入用を御節約遊ばされて調へさせられ、それを宮内省の女官方や女子學習院その他の女學校の教職員及び生徒の中で、陛下の難有い思召を承つて仕立てたもので此の寒さに向ふ時節に、温い衣服でよい春を迎へることの出来る様にとの大御心で下されたものであります。皆さんはこの尊い陛下の御仁慈を伏し拜み、ひたすら養生を怠らず、丈夫になつて陛下の厚い御恩に報い奉るやうに心掛けて頂きたいと存じます。

大正十二年十二月

財團 恩賜 濟 生 會

右の御下賜品を拜受したる患者の数は次表の如くである。

御下賜品拜受患者數調査表

收容機關別	一ツ身	四ツ身		本裁		計
		男	女	男	女	
臨時赤羽病院	一五	二八	九	二二五	一八九	四六六
同 麴町病院		五	一三	八一	四七	一三六
同 下谷病院			一	二五	一六	五二
同 芝 病 院	八	九	八	二八	六八	二二一
同 駿河臺産院	八九			一五〇	一五〇	二三九
同 横濱病院	一	一	四	四七	二七	八〇
同 東神奈川病院	六	四	五	四〇	五四	一〇九
同 産婦保護所	一九	七	〇	四六	二五	四四
合 計	一三八	四七	四〇	五四六	五七六	一、三四七

各宮殿下患者に衣服を賜ふ

大正十二年十月各宮殿下には本會病院に收容中の罹災患者に對し、左記の通り衣服の御下賜があつた。本會は之を拜受の上、有難き思召を傳へ、夫々患者に傳達拜領せしめた。

麴町病院の患者に(十月一日及十月五日)

- 一、男物裕衣 五十四枚
- 一、女物裕衣 二十九枚

横濱病院の患者に(十月十三日)

- 一、男物裕衣 二十三枚
- 一、女物裕衣 二十二枚
- 一、小供裕衣 三枚

赤羽病院の患者に(十月十八日)

- 一、男物裕衣 七十六枚
- 一、女物裕衣 六十二枚
- 一、四ツ身男裕衣 二十枚
- 一、同 女裕衣 十七枚
- 一、一ツ身裕衣 二枚

第三節 政府の支援

本會は臨時救療事業施行に關し、政府に資金の補助を申請して、大正十三年三月二十九日金百四拾五萬圓の交付を受けた。

右に關する申請書は當時の臨時震災救護事務局總裁及内務大臣に宛てて、同文を以て左記の如く認めたるものである。

震災救療費補助申請書

今回の災害に對する罹災傷病者の救療に關しては不取敢本會役員會に於て金五百萬五千餘圓を支出し救療事業施行の件爰に御承認を経て警視廳、東京府、東京市其他の救療施設と共に本會も亦御省の趣旨を體し之が遂行に努力し豫定の如く進行中に有之之が豫算の追認を求むる爲め評議員會を開き候處今回の臨時救療事業施行に就ては異議なきのみならず寧ろ機宜の措置なりと認むるも之に要する巨額の基金支出に依り今後經常収入の劇減を來し爲めに本會の事業施行上支

障を來す虞なきやに就ては一同頗る懸念し之が基金の補填等に關し特別委員會を設け更に審議の結果基金補填に就ては豫て寄附申込中未納の分を可成此機會に於て收納することに努むると共に一面政府に蒐集せられたる罹災義捐金中より相當の額の補助を仰ぎ經費の補充を圖るべしとの希望に有之又他面には相當時期に至り今日の如く全く施療とせずして實費診療等の方法をも講究し可然との意見も有之候該希望は至極尤もと認められ候所以は本會基金減少の結果は當然經常収入の減少を來し従て從來施行し來れる事業を或る程度迄縮少するの止むを得ざる結果と相成るべく候然るに震災前に於て既に從來の事業は擴張するの必要に迫られ之が實現の方法に就て講究中の際突如今回の災害に遭遇したるものに有之候之れが爲め本會從來の事業を縮少し地方に於ける救療事業費の減額を見るが如きは遺憾千萬なるのみならず到底之を爲し能はざる實情に有之候就ては前記特別委員會に於ける意見を尊重し充分努力すべきは勿論なりと雖も

經濟界不況の今日多額の収入を得ること至難の事情も有之候に付此際政府に於て御取扱中の義捐金中より相當金額當會へ御補助被下本會將來の事業施行上支障を來さざる様特に御配慮を相願度此段奉懇請候

大正十二年十一月 日 財恩 國賜 濟生會會長

其他臨時震災救護事務局から木材、白米、醫療器械、器具、藥品、備品及雜品の多數、見積價格にして貳拾五萬貳千貳拾九圓七拾貳錢に達する材料の配給を受け、當時材料一般缺乏の時期に際して、救療作業の進捗に甚大の便宜を得た。今是等材料の主なるものを表示すれば次の如くである。

臨時震災救護事務局より受給品

種類	數	量	見積價格
木 材	二、三八二石		二三、八二〇・〇〇
朝 鮮 白 米	三六、八石		一、一七九・六〇

備品及雜品	數	量	見積價格
粗立寢臺、擔架、天幕、雨合羽、敷布、毛布、シャツ、勞働衣、襪等三十八種			六八、九三六・七〇
水枕、檢溫器、湯タンポ、血壓計、吸入器、サツク入外科器械、酸素吸入器、石油コンロ、消毒器、耳鼻用卷綿子等三百五十種			二〇、〇七六・三四
藥 品	三百四十九種		一三八、〇一七・〇八
合 計			二五二、〇二九・七二

備考

一、配給品中には遠方から輸送して來たる爲め損廢したる品物のあつたのは免れぬ處であつた。
 二、見積價格は備品、醫療器械、雜品類は類似品の市價を標準とし新品は八掛、古品は五掛とし又藥品は大阪藥品週報の時價の約八掛として見積つたものである。

第四節 其他公私の援助

其他の方面よりの援助は公私共多般に亘り、細大漏さず記録するを至當と認むるも、當時匆忙混亂の裡に在て、當事者の記註に漏れたるもの多々あるべく、之に對し禮儀を盡すことを得ざるは遺憾の至りであつて、深く江湖の諒恕を請はねばならぬ次第である。茲には僅に記註及記憶に留め得たるものを一表にして左に掲げ、以て本會の救護事業に對する公私

一般の同情の如何に厚かつたか、其一斑を知るの資料に供し、同時に是等同情を寄せられたる方面に向つて、會としての深き感謝を記念することとする。

臨時救療事業に對する外部の援助一覽表

援助者	内容	概略
臨時震災救護事務局	資金百四十五萬圓及材料(見積價格二十五萬二千二十九圓七十二錢)ヲ交付セラル	同應ヨリ繼承シタル臨時診療班四十一班中三十九班分ノ器械材料ヲ本會作業期間借用ヲ許可セラレ且各警察署ニ於テ班ノ作業ニ各種ノ便宜ヲ與ヘラル其 他粉米ミル(見積價格八百圓)ヲ患者用トシテ配給セラル
警視廳	各區ノ監理セル罹災民收容バラック内ニ診療班ヲ設置セシ場合ニハ其一部ノ使用ヲ許可セラレ且其他ノ班ニ於テモ各區役所ニ於テ位置撰定等ニ便宜ヲ與ヘラル又患者用トシテ種々腰巻、古著、木炭等見積價格ニシテ一萬二千八百二十九圓九十八錢ノ物品ヲ配給セラレ大正十二年末ニ收容患者ニ對シノ餅百五十枚ヲ配給セラル	同縣下救療機關設置ニ就テ便宜ヲ與ヘランタル外臨時横濱病院入院患者ニ對シ粉米ヲ配給セラル
東京市	同會病院ヲ繼承シタル場合ニ既設ノ設備一切ヲ本會作業期間貸與セララル	本會諸機關收容患者ノ爲メニ衣類及敷紙(見積價格二千七百三十五圓)ヲ寄贈セラル
神奈川縣廳	同縣下救療機關設置ニ就テ便宜ヲ與ヘランタル外臨時横濱病院入院患者ニ對シ粉米ヲ配給セラル	本會臨時巡回看護班業務ニ同情シ有志ノ婦人ヲ募リテ同業務ヲ補助セラル(第三編第十四章參照)
協調會	同會病院ヲ繼承シタル場合ニ既設ノ設備一切ヲ本會作業期間貸與セララル	臨時巡回看護班員ノ爲メニ賀川豊彦氏ニ託シ冬制服絨地五十人分ヲ寄贈セラル
愛國婦人會	同會病院ヲ繼承シタル場合ニ既設ノ設備一切ヲ本會作業期間貸與セララル	臨時巡回看護班業務ニ同情シ有志ノ婦人ヲ募リテ同業務ヲ補助セラル
日本女子大學櫻楓會	同會病院ヲ繼承シタル場合ニ既設ノ設備一切ヲ本會作業期間貸與セララル	臨時巡回看護班業務ニ同情シ有志ノ婦人ヲ募リテ同業務ヲ補助セラル
大阪朝日新聞社	同會病院ヲ繼承シタル場合ニ既設ノ設備一切ヲ本會作業期間貸與セララル	臨時巡回看護班業務ニ同情シ有志ノ婦人ヲ募リテ同業務ヲ補助セラル

慶應義塾醫科大學	臨時信濃町病院建設敷地トシテ同校所有ノ土地ノ無料使用ヲ許可セラル
戸田伯爵家	臨時下谷病院建設敷地トシテ同家所有ノ土地ノ無料使用ヲ許可セラル
小畑惟清氏	臨時駿河寮産院建設敷地トシテ同氏所有ノ土地ヲ無料提供セラル
松本三郎氏	臨時三河烏産院建設敷地トシテ同氏ノ私有地ヲ無料提供セラル
横濱市 原富太郎氏	臨時東神奈川病院所在ノ土地ヲ本會作業期間無料使用ヲ許可セラル
賀川豊彦氏	兩氏ハ臨時巡回看護班業務ニ同情シ從業員ノ選定教育指導ニ終始幹旋セラレ又賀川氏ハ本會病院産院從業者ノ爲メニ精神講話ヲ快諾實施セラル
エフ、ホフマン、ロッシェ	本會各病院ニ對シ「ザガール」三五〇本ヲ寄贈セラル
日本學術研究部	臨時第一巡回診療班根據地トシテ同寺境内ノ使用ヲ許可セラレ其他作業ヲ援助セラル
東京市本所區押上 大雲寺	臨時第二巡回診療班根據地トシテ同神社境内ノ使用ヲ許可セラル
同 市淺草區玉姬町玉姬神社	臨時第三巡回診療班根據地トシテ同神社境内ノ使用ヲ許可セラル
同 市京橋區月島住吉神社	臨時第四巡回診療班根據地トシテ同館内ノ一部ヲ提供セラル
協調會 深川善隣館	臨時第十二診療班ノ爲メニ特ニ應急建築ヲ以テ作ラントル作業場ノ使用ヲ許可セラル
同市四谷區新宿西方寺住職 渡邊眞海氏	臨時第十二診療班ノ爲メニ同寺方丈ノ一部ヲ開放シ其使用ヲ許可セラル
東京府下野町 慈眼寺住職 木村高順氏	臨時第十四診療班ノ爲メニ同町罹災民收容バラックノ一部ヲ開放シテ使用ヲ許可セラル
東京市小石川區關口町 渡邊治右衛門氏	臨時第十五診療班ノ爲メニ同氏住宅ノ一部ヲ開放シテ使用セシメラル
東京市本郷區眞砂町 間藤定太郎氏	臨時第二十三診療班ノ爲メニ同神社境内ノ使用ヲ許可セラル
東京市深川區 天祖神社	臨時第二十六診療班ノ爲メニ同氏所有假作業場ノ使用ヲ許可セラル
東京市日本橋區 外池字平氏	

投 助 者

東京市神田區 日本基督教青年同盟會
 東京市神田區 基督教青年會館
 東京市四谷區南寺町 永心寺
 東京府下大井町 神山儀助氏
 羽布津近藏氏
 秋元末次郎氏
 日米支組合基督教會救護團
 東京府下日暮里 大橋留五郎氏
 東京府下寺島町 地主協會
 千葉縣安房郡 渡邊福次郎氏
 富崎村々長
 千葉縣安房郡那古船形町

投 助 ノ 内 容 概 略

臨時第三十三診療班ノ爲メニ共會館ノ一部ヲ使用セシメラル
 臨時第四十七診療班ノ爲メニ同右
 臨時第四十九診療班ノ爲メニ同寺ノ一室ヲ使用セシメラル
 三氏ハ臨時第五十診療班ノ爲メニ其作業場假建物建設ニ就テ勞資共ニ援助セラル
 臨時第二十四診療班ノ爲メニ其バラックノ一部ヲ提供シ其他種々ノ便宜ヲ與ヘラル
 臨時第十八診療班ノ爲メニ同氏經營ノ旅館ノ玄關ヲ使用セシメラル
 臨時第二十五診療班ノ爲メニ其建物全部ノ使用ヲ許可セラル
 臨時富崎診療所開設ニ際シ位置選定等ニ助力セラル
 臨時那古船形診療所ノ設立ニ就テ敷地ノ提供其他種々ノ便宜ヲ與ヘラル

第六章 會計

臨時震災救療費特別會計は、大正十三年六月末日日本事業終了の後、事業整理の爲め、其會計年度を同年十二月迄延長することとなつた。従て茲には未だ會計に關する全般の確定的計數を掲ぐる事が出来ないから、已むを得ず最近の調査に係る七月一日現在の豫定計數を掲ぐるに止めて置く。

本會計の豫算は其總額五百萬五千八百九十圓であつて、之が財源は基金中より支出するものとし、大正十二年度追加豫算として、大正十二年十二月六日第十四回評議員會に於て決定したものである。然るに歳入豫算に於ては、其後預金利子、物件拂下代金及指定寄附金等の収入があり、且政府から震災救療費として、資金の交附を受けたるを以て、歳入豫算を更正した。其實收豫定額は金五百拾九萬壹千參百五拾七圓である。又歳出豫算に於ては、非常時の事業である爲め、物資の缺乏、勞金の騰貴等

に依り、豫定以上の支出を要したるものもあつたが、努めて節約經理を圖りたる結果、支出豫定總額金參百八拾四萬六千六百七拾九圓を以て本事業の完了を告げ得る見込である。

以上の計算に於て本會計の收支を比較するときは、金百參拾四萬四千六百七拾八圓の歲計剩餘額を生ずるを以て、之を基金に戻入するときは、結局基金から支出する金額は貳百四拾參萬六千七百貳圓を以て足る見込である。今其收支内譯の概要を表示すれば次の如くである。

歳入

(大正十三年七月一日現在ニテ豫定)

科 目	収入額及収入見込額	摘 要
基金繰入金	三、七八一、三八〇	基金ニ屬スル四分利公債三百二拾七萬二千五百圓及五分利公債百五拾萬圓ヲ賣却シ繰入タル額ナリ
利子收入	四四、三〇六	本會計ノ經費ヲ銀行預金ト爲シ生スル利子收入額ナリ
指定寄附金	九〇五	震災救療費ニ充當ノ指定寄附金ナリ
物件賣却代	三二、八九八	不用ニ屬スル建造物及設備品賣却代金ナリ

歳出

(大正十三年四月三十日現在ニテ豫定)

科 目	支出済額及支出見込額	摘 要
政府交付義捐金	一、三三一、八六八	震災救療費ニ充當スル爲メ政府保管ノ義捐金中ヨリ交付ニ係ルモノニシテ總金額百四十五萬圓交付ノ内金十一萬八千一百三十二圓ハ大正十三年度ニ於テ救療事業ノ繼續施行ヲ命セラレタルニ依リ之ヲ控除シタル残額ノ收入金ナリ
計	五、一九一、三五七	
患者收容所建設並設備費	一、二二八、五一	患者收容所建設並設備ノ費用ニシテ既に支出済ノモノナリ
救療諸費	二、二七〇、六九三	患者救療ニ關スル費用ニシテ支出済及支出見込額ナリ
應急及復舊費	二九九、〇六三	本會諸建造物震災被害復舊及應急施設ノ費用ニシテ支出済及支出見込額ナリ
雜費	四八、四一二	諸雜費ニシテ支出済及支出見込額ナリ
計	三、八四六、六七九	

第七章 救療成績

一、取扱患者實人員

臨時救療事業施行の全期間十箇月間に於て本會が取扱つた患者の全數は
 實人員 三十二萬三百八十二人

である。之を臨時震災救護事務局の調査に依る、罹災全人口(第一編参照)に對比して見ると其九・四%に當り、同じく震災當日罹災地居住の全人口に對比して見ると二七%に當つて居る。更に之を府縣別に表示して見ると次の如くである。

府縣別臨時救療患者實人員表

府縣別	患者實人員	罹災人口對比	罹災當日現在人口對比
東京府	二六八、九五九	一四・一%	六・七%

府縣別	患者實人員	罹災人口對比	罹災當日現在人口對比
神奈川県	四七、四六七	四・〇	三・四
千葉県	三、九五六	二・八	〇・三
全數	三二〇、三八二	九・四	二・七

備考

- 一、患者の府縣別は居住別でなく受診の場所に依て區別したものである以下同じ。
- 二、同一人にして時及場所を異にして受診する者もあるから實員と云ふも多少の重複は免れない處である。

二、收容患者數と外來患者數

次に患者數を收容と外來(往診を含む)とに分つて觀察して見ると

收容患者實人員 一萬三百七十四人

收容治療延日數 三十萬一千八百八十四日

である。患者一人の平均收容日數は二十九日強となつて居る。

外來患者實人員三十一萬八千人に上り

其延數百八十二萬八千二百七十一人に達した。

茲に云ふ外來患者の延數は、患者の直接診療を受けたる延數(出面)であつ

て、治療日数ではない。
 普通外來患者は概ね隔日若は二日間置きに診察を受けに来るから、其治療日数は延数の二倍乃至三倍或は更に其以上に當る筈である。
 各機關の作業繼續日数から割り出した一日平均取扱患者の合計は收容千三百九十二人弱、外來一萬四百八十二人であつて、總計一萬一千八百七十四人弱を算へる。更に之を臨時救療十箇月間に平等に割り當てると、毎日七千三十人餘の患者を取扱つたことになつて居る。今是等の數を府縣別に見ると次の如くである。

府縣別收容外來(往診を含む)別取扱患者表

府縣別	收容外來別		實人員(新患)	延數(新患計)	實人員一日數	各機關作業繼續日數 二割り當テタル一日 平均取扱數合計
	外來	計				
府	九、四四五	二七三、三三三	二九、六	二九、六	一、三六四	
東京府	二五九、七四四	一、五六〇、四七〇	六・二	六・二	九、〇五三	
神奈川縣	二六八、九九九	一、八三三、九七一	一四・九	一四・九	一〇、二七三	
計	一、〇二二	二、六、九七七	五・三	五・三	一、五〇七	
外來	四六、三六六	二、四〇、二四九	一四・九	一四・九	一、三〇七	
計	四七、四七七	二、六七、一六六	五・三	五・三	一、五〇七	

千葉縣	收容外來別		實人員(新患)	延數(新患計)	實人員一日數	各機關作業繼續日數 二割り當テタル一日 平均取扱數合計
	外來	計				
府	三、九〇八	一、六四六	七・一	七・一	一、五〇〇	
東京府	三、九〇八	二、七、五三三	七・一	七・一	一、五〇〇	
神奈川縣	一〇、七〇四	二九、二九八	二九・二	二九・二	一、九一六	
計	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五・四	五・四	一、四二〇	
外來	三〇、〇〇〇	一、八六、二七一	五・四	五・四	一、四二〇	
計	三〇、〇〇〇	二、三、〇、一五五	五・四	五・四	一、四二〇	

三、收容機關と外來取扱機關の患者取扱數

又取扱患者數を收容設備を有する機關と、單に外來往診のみを取扱ふ機關とに分つて見ると、次表の如くである。

收容外來機關別取扱患者數調査表

機關別	同上數	取扱患者數		一日平均
		實人員	延數	
收容機關	二六	一〇、七〇四	三〇、〇、八八四	一、三九一・六
外來機關	一〇四	八八、二三三	四、〇、二二三	二、三三七・八
合計	一二〇	九九、九三八	三四、〇、一一〇八	一、八四一・二
收容	二六	一〇、七〇四	三〇、〇、八八四	一、三九一・六
外來	一〇四	八八、二三三	四、〇、二二三	二、三三七・八
合計	一二〇	九九、九三八	三四、〇、一一〇八	一、八四一・二

震災時本會救療機關の中、其功績に對して偶々官憲の認むる所となつて、感謝狀を受領したものがあつた。今其寫を掲げて見ると次の如くである。

感謝狀

濟生會病院麹町分院

大正十二年の震災に處して日夜碎勵救護に盡瘁したるは本官の感謝措く能はざる所にして其功蹟顯著なるを認め茲に深厚なる謝意を表す

大正十三年三月二十六日

東京府知事 宇佐美勝夫

感謝狀

恩賜濟生會本所診療所

代表者 本多東四郎殿

大正十二年九月一日關東地方の大震災に因り帝都の大半焦土と化し交通並通信等の諸機關全く杜絶し衣食住共に之れを得るの道なく管下の罹災者將に飢餓と傷病とに斃れむとするの秋に膺り率先して之が救助に盡力せられたるは洵に公共の爲に勇なるものと謂ふべし茲に謹で感謝の意を表す

大正十三年六月六日

警視總監從四位勳三等 赤池 濃

第八章 臨時事業整理

第一節 各機關の整理

臨時救療事業は震災直後から繼續十箇月の後、大正十三年六月末日を以て終了するの計畫であつた。併し箇々の機關は必ずしも一般事業の終了期を待つ迄もなく、四圍の情況に應じ、必要の緩急を圖り、各適當の時期を選んで作業を止め、機關を閉鎖し、撤廢し、或は他に移管讓渡したるものもあつた。

大正十三年三月末日には臨時救濟部の職制を解き、從來同部に於ける事業は本會各部の平時組織に於て分擔した。即ち本部に在つては救療部、救療材料配給部及地方部は救療部に、會計部及工事は會計部に、庶務部及情報部は庶務部に、各其業務を移管し、同時に臨時職員の一部を解職し、爾後逐次業務の整理に伴つて人員を減じつゝ、六月末に至りては殘務整

診 療 機 關

整 理

概 要

東京府委託診療所 (二十八箇所)	大正十三年七月二十一日箇所を經常に移し其他は同年四月より六月に至る間に於て閉鎖撤廃せり
臨時 横濱病院	大正十三年七月一日規模を縮少し神奈川縣委託として經營す
同 東神奈川病院	大正十三年三月十五日閉鎖し協同會に返付す
同 小田原病院	大正十三年六月末閉鎖撤廃す
神奈川縣下 診療所(班)	大正十二年末より逐次閉鎖撤廃し横濱市南太田町診療班のみ神奈川縣委託の經營として殘置せり
千葉縣下所在 兩診療所	大正十三年三月及五月閉鎖撤廃す

外來診療機關の整理は、開業醫師の復興比較的容易なりし爲め、概して簡單に行ふ事が出来たが、收容機關は罹災病院の復興後れたる爲め、其整理に當て特に慎重の考慮を必要とした。其爲め一部は醫師會の經營に移したるもあり、又本會經常經營に移したるものゝ中、震災前よりも病床を増加して、其増加床の一部を有償として取扱ひ、中産以下の薄資患者の爲めに療病の道を開きたるものもあるが、之れは眞に當面の急に促されて施したる措置に外ならぬのである。其間の形勢は、大正十三年一月十日臨時震災救護事務局から本會に照會して來た左記の文書に依りて明に

察知することが出来る。

大正十三年一月十日

臨時震災救護事務局

恩賜 財團濟生會 御中

先きに重なる震災救護事業主任者打合會は罹災者と雖も資力ある患者よりは相當料金を徴收するを以て適當と認めたるを以て便宜當局より其の趣旨通牒の上可成右決議の趣旨御實行を得度申進置候處貴會に於て料金徴收は之を爲し難きも其診療を無資力者に限ることに方針を定められ候趣主任者會議決議の趣旨を御採納被下候段感謝の外無之候得共今日病院の復舊せるもの尙極めて僅少なる狀況に有之候場合貴會設立の診療所及病院に於て有資力患者の診療入院に應ぜざるに於ては一方に於て貴會所屬の病床に多大の餘裕を生ずべきと共に他方有資力者は入院するに所なきの結果を生じ救療上一般衛生上延ては社會上誠に憂ふべき事態を發生すべしと存候に付ては有資力患者の診療を廢すると同時に貴會病院の一部を割きて公共團體又は醫師會に移附する等他に有料經營の方法を講ずる様特に御高配煩度震災救護事業主任者打合會の意見に有之候條此段得貴意候 敬具

第二節 職員の整理

臨時事業の爲めに一時増加したる臨時職員は、各機關の整理に伴つて逐次整理し、大正十三年七月には、本會經常職員と、殘務の整理に要する一部の臨時職員とを剩すのみとなつた。

人員の整理には特に慎重なる注意を拂ひ、各機關の首長を通じて、豫め離職後の方針に就てなし得る限り便宜を與へしめ、解職に當つては其從業期間の長短及退職後他に就職の難易等を参照して、俸給々料月額の入割乃至二十割を標準としたる手當金を給し、概ね圓滿に整理することが出來た。

第三節 臨時建築物及設備の整理

臨時新設病院等の建築物及附屬設備は、作業の終了に伴つて、後に適當の社會的經營者ある場合には之に無料貸與し、否らざるものは概して拂下處分を行ふの計畫で、既に其一部は處分を終了したものであるが、拂下の價額は驚くべく低廉なるを免れずして、新設費の一割にも當らざる如きもあつた。畢竟建物は應急建築であるから、殆ど古材木の價值以上に評價する者なく、又蒸汽機關の如き大なる設備も他に流用の範圍狭きを以て随時に高價を望むべからざる情況である。

然るに之を新設するに際しては、震災直後に於ける建築材料其他の設備に要するものは、之に伴ふ勞銀及運搬費等と共に、總べて平時に比し著しく高價であつて、而も速急に完成を要するにも拘らず、防寒的設備に完全を期したる爲め、自然意外に多額の費用を投じたるものもあつた。概して平時に於ける永久的建築設備と略匹敵するものであつた。十箇月使用後之を取拂ふべき假建築としては、經費の點から見て頗る不經濟と云はねばならぬのみならず、其工事には意外の日子を費して、却て不便を忍ばねばならぬ場合もあつた。

續つて救療の目的より見るときは、假令臨時事業なりとは雖も、嚴寒の時季を通じて、苟も病者を收容治療するに、設備の缺陷に因つて之に不良の影響を與へむか、眞に是れ人道上重大なる問題なるを以て、假建築と雖も特に防寒設備に對しては、最善の方法を採用すべしとの見解を以て、之に當ることとなつた爲め、上記の如き結果を見るに至つたのである。

唯將來萬一斯る場合に遭遇して、果して如何なる程度の施設を以て略完